

こんにゃくグルメ大作戦!! よくある質問(FAQ)

令和7年 10 月2日時点

※本FAQの内容は、随時更新します。

質問一覧

1. 目的・背景等について

1-1. この取組の目的は何ですか。

2. 応募申請について

2-1. 応募資格は何ですか。

2-2. 参加条件は何ですか。

2-3. 飲食店及び宿泊施設以外(施設併設の食堂、惣菜店など)も参加できますか。

2-4. 複数店舗を運営している場合、まとめて申し込みますか。

2-5. 申込み後の流れを教えてください。

2-6. 応募申請後に、どのような連絡が来ますか。

2-7. アンケートの設問について、教えてください。

2-8. キッチンカーでも応募できますか。

2-9. 惣菜商品を製造している事業者でも応募できますか。

3. メニュー・食材について

3-1. メニューに使用するこんにゃくの種類や量に決まりはありますか。

3-2. 既に群馬県産こんにゃくを使用したメニューを提供している場合でも、参加店の条件を満たしますか。

3-3. 群馬県産こんにゃくの仕入れ方法を教えてください。

3-4. 期間中は同じメニューを提供し続けなければなりませんか。

3-5. 提供期間中にメニューを変更する場合はどうすればよいですか。

3-6. いつからメニューを提供しなければなりませんか。

3-7. メニューのジャンルに指定はありますか。

3-8. 限定メニュー(「1日10食限定!」など)として提供していいですか。

3-9. いつまでメニューを提供する必要がありますか。

3-10. 提供メニューに使用するこんにゃく製品は、「群馬県産こんにゃく粉を原料とした製品」の他に、
「県産こんにゃく生芋を原料とした製品」も使用していいですか。

4. 広報・PRについて

4-1. 提供メニューの写真や情報はどのように活用されますか。

4-2. 啓発資材は提供してもらえますか。

4-3. 店舗独自のPRも行ってもいいですか。

5. 費用について

5-1. 参加にあたり費用は発生しますか。

6. 問合せ先について

6-1. 問合せ先を教えてください。

回答一覧

1. 目的・背景等について

1-1. この取組の目的は何ですか。

【趣旨・目的】

群馬県内こんにゃく産地を応援するため、こんにゃくの消費拡大を図る「こんにゃくグルメ大作戦！！」を実施します。

この作戦は、県内飲食店及び宿泊施設等(参加店)が“県産こんにゃく※を使用したメニュー”を提供していただくことで、県内消費を盛り上げるものです。

※群馬県産こんにゃく粉を原料とした製品。

こんにゃく芋の生産量は全国の9割以上を群馬県が占めるため、「国産」表記の製品も可。

【背景】

こんにゃく芋は、群馬県の中山間地域において重要な特産物であり、その生産量は全国第1位です。

しかし、食生活の多様化などにより、こんにゃくの消費量が年々減少しています。この結果、原料であるこんにゃく粉の在庫余剰が生じて、こんにゃく芋の価格が低迷しています。このままでは、栽培の継続が難しくなる農家が増え、農地の荒廃につながる等、地域農業への影響が懸念されます。

こうした状況を踏まえ、こんにゃく産地の維持・発展を図るため、生産者・飲食店・群馬県民の皆さまと連携し、県内消費を盛り上げる取組を開始します。

【狙い】

こんにゃくの消費拡大にとどまらず、以下の2点を狙いとして取組を進めます。

- ・飲食店及び宿泊施設等：こんにゃくを使用したメニューの定着
- ・群馬県民：伝統的な食文化の継承と地域への愛着の醸成

2. 応募申請について

2-1. 応募資格は何ですか。

以下すべてを満たすことです。

- ・群馬県内に店舗または施設があること
- ・食品衛生法及び旅館業法などの必要な法令上の許可を取得していること
- ・公序良俗に反する業態でないこと
- ・過去に法令違反による行政処分を受けていないこと
- ・過去に県のキャンペーン規約違反等によりペナルティを受けていないこと
- ・本取組の趣旨を理解し、正確な情報提供等、県に協力すること

2-2. 参加条件は何ですか。

以下すべての条件を満たすことです。

その1	自慢のこんにゃくメニューを1品以上提供すること ※群馬県産こんにゃく粉を原料とした製品を使用してください。 既に提供しているメニューでも可。提供メニューのジャンルは問いません。
その2	群馬県内こんにゃく産地を応援すること 【応援宣言】(登録・お申し込みフォーム記載の以下宣言のチェック欄に入力) 「群馬県産こんにゃくの消費拡大に協力します！」 「群馬県産こんにゃくを使用したメニューを提供します！」

2-3. 飲食店及び宿泊施設以外(施設併設の食堂、惣菜店など)も参加できますか。

応募資格・参加条件を満たす店舗であれば、参加可能です。

2-4. 複数店舗を運営している場合、まとめて申し込めますか。

大変恐れ入りますが、店舗毎に分けてのお申し込みをお願いいたします。

2-5. 申込み後の流れを教えてください。

参加店のスケジュールは以下のとおり。

【応募】 令和7年9月12日(金)～10月31日(金)	
①利用規約等をご確認の上、登録・お申し込みフォームに必要な情報を入力	
＊ 新メニューを開発される方に試作用こんにゃくサンプルを無償提供します。	
登録・お申し込みフォームにて提供希望の申請をお願いします。	
後日、発送されるサンプルをお受け取りください。	
【紹介情報入力などの準備】 10月1日(水)～11月30日(日)	
②店舗管理システム(マイページ※)にログインし、店舗情報管理ページを編集	
・提供メニュー及び店舗の情報の入力	
・提供メニュー及び店舗の画像のアップロード	
③11月中旬以降、啓発資材(B3ポスター・卓上三角POP(各2部)を予定)を受取	
【作戦実施(メニュー提供)】 12月1日(月)～	

④ ②で入力したメニューを提供 準備が整い次第、12 月を待たずに提供していただいても構いません。 ⑤「だんべー.com」特設ページや群馬県農政部公式HP等の公開情報の確認
【成果確認】令和8年2月上旬
⑥アンケートに回答 ＊ こんにゃくサンプルを活用された方は、メニュー開発の検討結果をご報告ください。

※ 店舗マイページのご案内メールは、no-reply@konnyaku.gunma.jp から送信されます。

迷惑メール設定などご確認いただき、受信できるようにしてください。

2-6. 応募申請後に、どのような連絡が来ますか。

運営事務局からの連絡は4回程度の見込みで、その内容は以下のとおりです。

- ① 店舗マイページの案内
- ②(試作用こんにゃくサンプルの提供を希望した者のみ)試作用こんにゃくの発送
- ③ 啓発資材(ポスター・卓上 POP を予定)の発送
- ④ 事後アンケートの送付

2-7. アンケートの設問について、教えてください。

以下のとおり、アンケートの設問を想定しています。

・令和7年 12 月～令和8年2月におけるこんにゃく使用個数

(例)約〇gの製品を△個使用

・当作戦に参加した反響

・その他、当作戦に関するもの 等

また、試作用こんにゃくサンプルを活用された方は、メニュー開発の検討結果をご報告ください。

2-8. キッチンカーでも応募できますか。

応募可能です。

以下2点の記載内容にご注意ください。

【応募時点】

登録・お申込みフォームには、事業所所在地を記載してください。

【店舗情報の入力時点】

営業場所が固定されないと思いますので、店舗情報管理ページを編集される際に、店舗情報の所在地は「〇〇駅周辺」のように記載してください。

また、閲覧者が来店できるよう、その日の営業日時と場所が分かるリンク先を説明掲載し、当該メニューを食べることができるようにしてください。

2-9. 惣菜商品を製造している事業者でも応募できますか。

【惣菜商品を自社店舗で販売している場合】

一般の方が惣菜商品を購入できる店舗を、参加店として応募してください。

【惣菜商品を他社店舗で販売している場合】

製造事業者の方は、店舗紹介管理ページに、「購入できる店舗」を入力していただく他、その店舗にB3ポスターや卓上三角POPを設置していただけると依頼してください。

3. メニュー・食材について

3-1. メニューに使用するこんにゃくの種類や量に決まりはありますか。

参加条件(2-2)に記載のとおり、群馬県産こんにゃく粉を原料とした製品(「国産」表記の製品も可)を使用してください。量に制限はありません。

3-2. 既に群馬県産こんにゃくを使用したメニューを提供している場合でも、参加店の条件を満たしますか。

満たします。

既に群馬県産こんにゃく粉を原料とした製品(「国産」表記の製品も可)を使用したメニューを提供している場合には、新たにメニューを考えていただく必要はありません。そのままのメニューでご参加いただけます。

3-3. 群馬県産こんにゃくの仕入れ方法を教えてください。

新たにこんにゃく製品の仕入先を検討されている方は、問合せ先(6-1)までご連絡ください。

なお、新メニューを開発するための試作用こんにゃくサンプルを無償提供します。

希望される方は、登録・お申し込みフォームに入力される際に、申請してください。

3-4. 期間中は同じメニューを提供し続けなければなりませんか。

同じメニューをご提供いただかなくても問題ありません。

3-5. 提供期間中にメニューを変更する場合はどうすればよいですか。

当初申請したメニューから変更となる場合は、店舗管理システム(マイページ)にログインの上、店舗情報管理からメニュー情報をご自身で修正してください。

3-6. いつからメニューを提供しなければなりませんか。

令和7年 11 月までに、PR対象メニューを確定してください。12 月からそのメニューを提供できるよう、ご準備をお願いします。ただし、準備が整い次第、提供していただいても構いません。

メニューや店舗の情報については、12 月から参加店のPRを実施する予定です。

3-7.メニューのジャンルに指定はありますか。

ジャンルの指定はありません。ただし、より多くの方に食べていただけるよう、例えば「お通し」等での提供などの工夫をお願いします。

3-8.限定メニュー(「1日10日限定!」など)として提供していいですか。

はい。限定メニューとして提供することも可能です。

3-9.いつまでメニューを提供する必要がありますか。

参加を継続されている期間中は、当該メニューの提供をお願いします。

当取組は、県内飲食店・宿泊施設等において、こんにゃくを使用したメニューが定着することを目指す姿としております。

なお、以下のとおり、柔軟に対応することは可能です。

①提供メニューを変更した場合

- ・店舗情報管理ページのおすすめメニュー情報を修正してください。

②参加を辞退した後、再度、参加店に応募する場合

- ・辞退される場合は、速やかに事務局までご連絡ください。
- ・次回の参加店募集期間に再度ご応募ください。

3-10.提供メニューに使用するこんにゃく製品は、「群馬県産こんにゃく粉を原料とした製品」の他に、

「県産こんにゃく生芋を原料とした製品」も使用していいですか。

この取組は、こんにゃく製品の原料となる「こんにゃく粉」の在庫余剰によりこんにゃく芋の価格が低迷していることから、群馬県産こんにゃく粉を原料とした製品を使用したメニュー1品以上の提供をお願いするものです。

生芋を原料とした製品のメニューと併せてもう1品、県産こんにゃく粉を原料とした製品を使用したメニューのご提供をお願いします。

4. 広報・PRについて

4-1. 提供メニューの写真や情報はどのように活用されますか。

12月以降に、だんばー特設サイトで、参加店のPRに活用します。

また、県が運営する県産農畜産物の情報発信サイト「ぐんまアグリネット」や農政部公式SNSでも発信します。

4-2. 啓発資材は提供してもらえますか。

参加店に対し、B3サイズのポスターと卓上POPを提供します。

4-3. 店舗独自のPRも行ってよいですか。

はい、可能です。

県の取組にご協力いただければ、店舗独自にSNSやチラシ、店頭ポスターなどでPRしていただくことは問題ありません。

ただし、県が提供する公式ロゴやキャッチコピーを使用する場合は、事前に運営事務局へご相談ください。

5. 費用について

5-1. 参加にあたり費用は発生しますか。

参加に伴う費用は発生しません。

ただし、メニュー開発、食材調達、人件費等は参加店の負担とします。

6. 問合せ先について

6-1. 問合せ先を教えてください。

参加にあたりご不明点がある場合は、以下にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】こんにゃくグルメ大作戦!!運営事務局(9時～18時、土日祝除く)

<参加店募集まで> 電話番号 027-234-8000(株式会社エフエム群馬内)

<参加申込以降> 電話番号 027-253-8378(株式会社総合PR内)